

提出内容

受付番号： 595124101000000022
提出日時： 2024年10月3日22時21分

案件番号： 595124101
案件名： 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集について
所管省庁・部局名等： 経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課技術調査室
意見・情報受付開始日時： 2024年9月6日17時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年10月5日23時59分

郵便番号： -
住所：
氏名： 輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員長 石川 綾子
(代理：高野順一)
連絡先電話番号： 090-9644-7456
連絡先メールアドレス： j.takano@jecl.net

提出意見：
・該当箇所：
1. 告示（案）一号の記述「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」について
2. 告示（案）一号の記述「特定重要技術」について
3. 運用上での明確化要望

・意見内容：
1. 「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」について
1.1. 「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」をできる限り明確化し、特にこの事業活動に当たらない場合の事例をできる限り多く通達等で示して頂きたい。
1.2. 「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」を「製造事業」と大きく捉えることが可能であれば、「製造事業」を通常は行わないと考えられる大学（アカデミア）は対象外として頂きたい。
1.3. 上記が難しい場合でも、大学が行う海外法人である大学との共同研究は「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」から除かれることを、通達等で明確にして頂きたい。
1.4. さらに上記の「共同研究」では範囲が広すぎる場合は、どのような態様の共同研究であれば対象となるのかならないのかということをQ&A等で示して頂きた

提出内容

い。また、そのための意見交換会を持たせて欲しい。

2. 「特定重要技術」について

2.1. 特定重要技術をより確実に理解するため、対象の貨物について可能なものはHS CODEを用いた表現として欲しい。

2.2. 特定重要技術に該当するかどうかの質問に対して、e-mailによる相談窓口を開設して欲しい。

2.3. 特定重要技術に該当する場合であっても、当該技術に貿易外省令第9条2項の9号・10号・11号が適用される場合は、告示による報告義務の対象外であることを明確にして欲しい。（例：「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」における特定重要技術の提供であってもその技術が公知の例外が適用できる場合は報告の対象外）

3. 運用上での明確化要望

3.1. 告示に該当する場合で、報告・相談の結果、インフォームに至らぬも、その取引を自粛した場合でも、報告義務が生じない取引で、当該特定重要技術を提供することに新たな制限がないことを明確化して欲しい。（例：当該技術をリスト規制技術のように扱う必要はなく、貿易外省令9条2項の例外の適用が特に制限されるものではないことを明確化する、）

3.2. パブコメ添付の参考資料には報告の後の相談（実質的に最も重要な部分と理解）は「原課」と行うとあるが、重要管理対象技術毎に「原課」を明らかにして欲しい。

3.3. 改正貿易外省令第10条3項から、告示以外にも通知により報告義務を課すことができるかと判断する。通知により報告義務が生じる場合があることを周知の上、告示による報告義務についての範囲はできる限り限定かつ明確化して頂き、機微な部分は通知による運用をお願いしたい。

3.4. 技術移転を伴う契約の事前報告を行った後、報告者がその契約に問題がないことの確認を経済産業省より得ることのできるまでの期間は、パブコメ添付の参考資料によれば原則30日以内とされているが、30日を超える場合には報告者に対して必ず事前に連絡する運用としてそれを明確化して頂きたい。

・理由：

1. 今回の改正は、わが国が持つ不可欠性の高い技術を守るために、流出リスクの高い取引に限定し、日常のビジネスを阻害しないようにし、官民対話を行い、その結果官民双方の技術インテリジェンスを高め、懸念が解消できない場合はインフォームにより、流出を止めることであったと了解する。その観点で、用語として「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」では、十分に限定されていない。組織での輸出管理体制の責任者は、「報告書の提出」の対応が必要となる取引について確実に取引審査票等で把握できるように体制を修正する必要があるが、この部分が不明確では困難であり、非効率な体制となってしまう可能性がある。

2. 「特定重要技術」を特定するのに、できる限りわかりやすい形にすべきであり、それを支援する体制を政府として構築すべきである。また大学では「貿易外省令9条2項の例外」が適用できる場合は、該非判定プロセスを省略する運用を行っている例もあり、新たに体制や運用ルールを修正するにあたり、報告書の提出義務と許可の例外の関係の明確化が必要である。

提出内容

3. 輸出者等にとっては、許可申請ではない新しい義務であることから、その運用について細かく周知がなされないと、混乱が多発すると考えられる。